

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

氏名_____

1 家屋や土地等の取得対価の額

	①	②	③	④
取得対価の額等	①	②	③	④
あなたの共有持分 ※ 共有となっている場合にのみ書いてください。	②	③	④	⑤
あなたの持分に係る 取得対価①②③の額等	③	④	⑤	⑥

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊦ 住宅のみ	㊧ 土地等のみ	㊨ 住宅及び土地等	㊩ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㊦	円	円	円
④				
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の④の割合)	%	%	%	%
㊥				
※ 連帯債務がない場合には、100%と書きます。				
住宅借入金等の年末残高 (四面の④の金額)	円	円	円	円
㊦				
※ 連帯債務がない場合には、④の金額を書きます。				
③と⑤のいずれか少ない方の金額				
㊧				
居 住 用 割 合	一面の㊦÷㊩	%	一面の㊦÷㊩	%
㊨				
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊦×㊨)	円	円	円	円
㊩				
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊦の㊦+㊧の㊦+㊨の㊦+㊩の㊦) ※ ㊩の金額を一面の「5 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊩」に転記します。				(下の※5参照)
㊩				

※1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。）。

なお、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑨又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合は、税務署におたずねください。

2 ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」（以下「特例」といいます。）の適用を受けた方の⑦欄の金額は、次により計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。

③欄の金額 (円) - 特例の適用を受けた金額 (円) = (円)

3 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。

100%と書きます。

なお、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合の差が10%以内（前記ただし書きに該当する方は調整前の数値と比較します。）である場合には、一面の⑥の面積は「一面の⑥×⑦の⑧」とし、⑦の⑧欄は、⑥の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。

4 ④の⑧欄の記入に当たっては、④の⑧欄と⑤の⑧欄の割合が同じ場合には、④の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、④の⑨欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$\text{イ} \quad \text{⑥の⑦欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑤の③欄の金額 (円)}}{\text{④の③欄の金額 (円)}} \times \text{⑤の⑧欄の割合 (\%)} = (\text{円})$$
$$\text{ii} \quad \text{㉔の㉗欄の金額 (円)} \times \frac{\text{㉔の㉓欄の金額 (円)}}{\text{㉔の㉒欄の金額 (円)}} \times \text{㉔の㉑欄の割合 (\%)} = (\text{円})$$

5 ⑩欄は、次のⅰからⅲに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。

ii 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合……5,000万円

iii 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合……3,000万円

③ 「献付・返済入振込の献金者の財産の取得持等の項目の計算方法」を選択した場合……………9

○ 次に該当する方は、書き方について税務署におたずねください。

- 次に該当する方は、書き方について税務署におたずねください。
- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について除税を受ける方
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について除税を受ける方

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
○ この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

氏 名

1 家屋や土地等の取得対価の額

		㊦ 家 屋	㊧ 土 地 等	㊨ 合 計	㊩ 増 改 築 等
取 得 対 価 の 額 等	①	一面の㉞	円 一面の㉞	円	円 一面の㉞
あ な た の 共 有 持 分 ※ 共有となっている場合にのみ書いてください。	②	—	円 —	円	円 —
あ な た の 持 分 に 係 る 取 得 対 価 の 額 等	③	円	円	円 (㉞の㉦+㉧の㉨)	円

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㉔ 住 宅 の み	㉕ 土 地 等 の み	㉖ 住宅及び土地等	㉗ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉔	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の㉔の割合) ※ 連帯債務がない場合には、100%と書きます。	㉕	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (四面の㉔の金額) ※ 連帯債務がない場合には、㉔の金額を書きます。	㉖	円	円	円
㉔と㉖のいずれか少ない方の金額	㉗			
居 住 用 割 合	㉘	一面の㉔÷㉖ %	一面の㉕÷㉖ %	一面の㉔÷㉕ %
居 住 用 部 分 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (㉗ × ㉘)	㉙	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉔の㉙+㉕の㉙+㉖の㉙+㉗の㉙) ※ ㉗の金額を一面の「5 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉙」に転記します。				(最高5,000万円) ㉚

※1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます）。

なお、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑤又は⑦の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署（所得税担当）におたずねください。

2 ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」（以下「特例」といいます。）の適用を受けた方の⑦欄の金額は、次により計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。

③欄の金額(円) - 特例の適用を受けた金額(円) = (円)

3 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。

なお、㊦の8欄と㊧の8欄の割合の差が10%以内（前記ただし書きに該当する方は調整前の数値と比較します。）である場合には、一面の㊦の面積は「一面の㊦×㊦の8」とし、㊦の8欄は、㊦の8欄の割合を書いても差し支えありません。

4 ④の⑧欄の記入に当たっては、⑤の⑧欄と⑥の⑧欄の割合が同じ場合には、⑤の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入

を省略して、⑥の⑨欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

$$\text{イ} \quad \text{㉔の㉔欄の金額 (円)} \times \frac{\text{㉔の㉔欄の金額 (円)}}{\text{㉔の㉔欄の金額 (円)}} \times \text{㉔の㉔欄の割合 (\%)} = (\text{円})$$
$$\text{ii } \textcircled{C} \text{ の } \textcircled{7} \text{ 欄 の 金 額 (円) } \times \frac{\textcircled{B} \text{ の } \textcircled{3} \text{ 欄 の 金 額 (円)}}{\textcircled{A} \text{ の } \textcircled{3} \text{ 欄 の 金 額 (円)}} \times \textcircled{E} \text{ の } \textcircled{8} \text{ 欄 の 割 合 (\%) = (\quad \text{円})$$

5 ⑩欄は、「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択したときは、最高3,000万

 $\frac{1}{2} \frac{1}{2}$

○ 次に該当する方は、書き方について税務署（所得税担当）におたずねください。

- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。